

大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託

審査基準書

令和元年5月7日

大月都留広域事務組合

目 次

1 総 則	1
2 応募者の募集及び受託事業者の決定	1
(1) 受託事業者の決定方法	1
(2) 審査の進め方	1
(3) 審査体制	1
3 参加資格審査（第1次審査）	4
4 提案審査（技術提案書及び見積書の審査、第2次審査）	4
(1) 基礎審査	4
(2) 総合評価	4
5 最優秀提案者（優先交渉権者）の決定	13

1 総 則

本審査基準書は、大月都留広域事務組合（以下「組合」という。）が「大月都留ごみ処理場長期包括運營業務委託」（以下「本業務」という。）を実施する応募者の募集及び受託事業者の選定を行うに当たり、「大月都留広域事務組合長期包括運營業務者選定技術審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、最優秀提案者（優先交渉権者）を選定するための方法や評価項目等を定めるものである。

また、本審査基準は、本業務に参加しようとする者に交付する募集要項等と一体のものとする。

なお、本審査基準で使用する同一名称の用語の定義は、募集要項及び業務委託契約書（案）において使用される用語の定義と同じものとする。

2 応募者の募集及び受託事業者の決定

（1）受託事業者の決定方法

応募者の募集及び受託事業者の決定方法は、競争性の担保及び透明性・公平性等の確保に配慮した上で、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 の規定及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）に基づき、公募型プロポーザル方式を採用することとする。

（2）審査の進め方

審査は、第 1 次審査として応募者が備えるべき参加資格要件の有無を確認する「参加資格審査」、第 2 次審査として提案内容を評価する「提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング含む）」の 2 段階にて実施する。

また、「提案審査（プレゼンテーション及びヒアリング含む）」は、技術提案内容と見積価格を様々な視点から総合的に評価する「総合評価方式」により行う。（「図 1 本業務における事業者選定手順フロー」を参照）

（3）審査体制

審査委員会は、第 1 次審査を合格した資格審査通過者から提出された提案書類の審査（プレゼンテーション及びヒアリング含む）を行う。

なお、応募者が募集要項等の公表から最優秀提案者（優先交渉権者）の選定までに、審査委員会の委員等に対し、選定に関して自己に有利になる目的のため、接触等の働きかけを行った場合は、当該応募者を失格とする。

組合が設置した審査委員会は、以下5名の委員により構成される。

大月都留広域事務組合長期包括運営事業者選定技術審査委員会委員

役 割	委 員 名	所 属 ・ 役 職
委 員 長	横瀬 政弘	大月市市民生活部市民課 課長
副委員長	小俣 秀樹	都留市市民部地域環境課 課長
委 員	中路 喜之	大月短期大学 准教授
	小林 敬憲	山梨県富士・東部林務環境事務所 環境課環境保全幹
	岩村 知哉	大月市総務部総務管理課 主幹
	田辺 伸二	都留市総務部財務課 副主幹

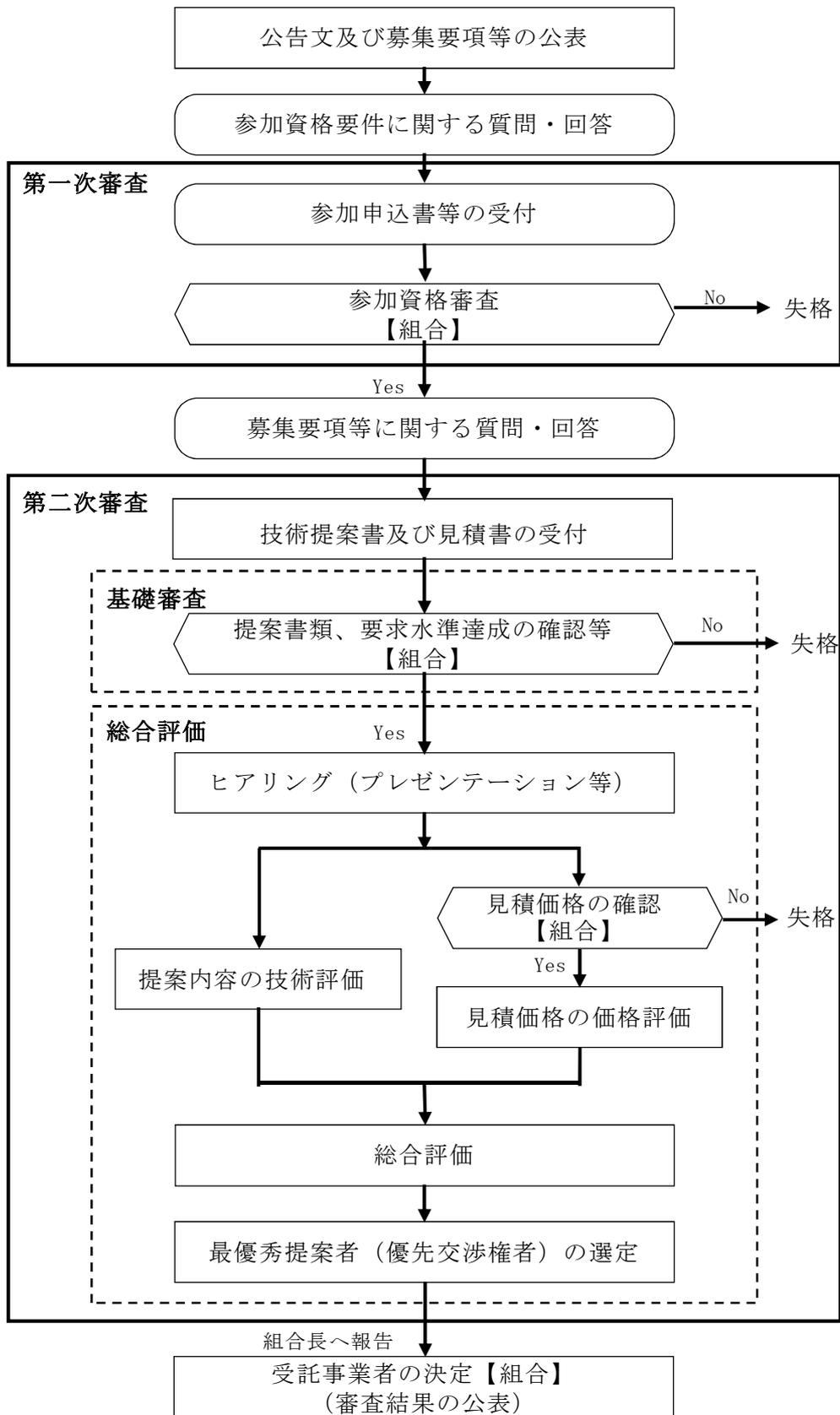


図 1 本業務における事業者選定手順フロー

3 参加資格審査（第1次審査）

参加資格審査では、応募者から提出された参加申込書等を基に、参加資格要件等に関する資格の具備を組合において確認する。参加資格要件等を充足していない応募者は、失格とする。

また、参加資格審査（第1次審査）の審査結果は、組合より書面にて応募者に通知する。

なお、参加資格審査に係る参加申込書等は、募集要項の「第2章 応募者の募集及び受託事業者の決定」及び「様式集（様式1-1、様式1-2）」に示している。

4 提案審査（技術提案書及び見積書の審査、第2次審査）

（1）基礎審査

募集要項等に記載している事項をはじめ、本業務の基本的条件及び要求水準について確認する。

- ①提案書類の確認
- ②見積価格の確認
- ③要求水準達成の確認
- ④その他これらを実施するうえで必要な確認

この基礎審査において、上記の項目を一つでも満たさなかった場合は、失格とする。

（2）総合評価

本業務における事業者選定方法は「公募型プロポーザル方式」を採用するが、「総合評価方式」に準じて、技術提案（＝技術評価点）と見積（＝価格評価点）とを総合的に評価する。従って、基礎審査を通過した資格審査通過者の提案内容に対して総合的な評価を行い、最も優秀な提案を行った者を最優秀提案者（優先交渉権者）として選定する。

なお、基礎審査を通過した資格審査通過者には、別途、プレゼンテーション及びヒアリングの実施について連絡する。

ア 技術評価

（ア）評価項目及びその配点

資格審査通過者が提出した技術提案書に係る審査は、以下の表1に示す評価項目（大項目）及び配点に従って行う。また、更に詳細な「評価の細目」「評価の視点」及びその配点は、次頁以降に示す。なお、満点は100点とする。

なお、資格審査通過者は、技術提案書（評価項目／細目ごとに提案様式を設定）には、両施設（ごみ処理施設・リサイクルプラザ）ごとに内容が判るように記述することとする。

表 1 評価項目（大項目）及び配点

評価項目（大項目）	配 点
Ⅰ 運営管理体制に関する事項	17
Ⅱ 運転管理業務に関する事項	23
Ⅲ 維持管理業務に関する事項	30
Ⅳ 環境管理・情報管理・関連業務に関する事項	13
Ⅴ 業務経営に関する事項	17
合 計	100

(イ) 各評価項目（細目）における評価の視点と配点

I 運営管理体制に関する事項（配点：17点）

項目	評価の細目	評価の視点	配点
1. 業務実施体制	人員、人材配置	<ul style="list-style-type: none"> 組織編成、役割別人員数、勤務体制等は、効率性・合理性が確保されており、組合と密な連携を図れるものとなっているか (※有資格者や技術経験者等の配置状況が分かるように記載) 	9
	緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> 災害時等の緊急時への対応、対策及び発災時の初動体制確立に対して、迅速な体制構築となっているか 	
	地元雇用・地元企業の活用	<ul style="list-style-type: none"> 地元人材の雇用（人数等）や地元企業の活用（協力範囲、連携体制、資材調達範囲）について、十分に考慮されているか 	
2. モニタリング	モニタリング体制	<ul style="list-style-type: none"> 業務におけるセルフモニタリングの実施体制、方法、内容、頻度は適切であるか 組合のモニタリングに対して、具体的な協力体制を構築しているか 	4
3. 事前準備及び引継ぎ体制	業務開始前の事前準備	<ul style="list-style-type: none"> 業務実施計画書等の内容が適切であり、教育訓練等は万全であるのか 	4
	業務終了時の引継ぎ方法	<ul style="list-style-type: none"> 情報開示に対して積極的であり、過去の具体的な対応記録や長寿命化に配慮した情報等の提供が、確保されたものとなっているか 	

II 運転管理業務に関する事項（配点：23点）

項目	評価の細目	評価の視点	配点
4. 運転計画	運転計画の実効性	<ul style="list-style-type: none"> ・運転計画は、安全と安定稼働の観点から、具体的かつ有用なものであるか ・運転管理マニュアルは、具体的かつ有用なものであるか 	10
	ごみ量及びごみ質の変動対応	<ul style="list-style-type: none"> ・処理量が計画量を上回る又は下回る場合、また、ごみ質が計画値より変動する場合、その対応策及び対応可能範囲は、具体的かつ有用なものであるか。 ・組合が支払う委託料の増減を生じさせずに対応（許容）可能なごみ量及びごみ質の変動範囲に関して、具体的な数値が示されているか。 	
5. 搬入管理	搬入物の性状確認及び安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入禁止物の早期発見及び処置に関する対応策は、適切であるか ・搬入車両の安全確保や、搬入者への配慮した対応について、十分に考慮されているか 	5
6. 運転管理	適正処理の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・関係法令、施設稼働条件等を遵守し、適正に処理を行うための運転管理方法は、具体的かつ有用なものであるか 	8
	適正運転の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の運転が、関係法令、施設稼働条件等を満たしていることを確認するための測定項目及び頻度は、具体的かつ有用なものであるか 	

Ⅲ 維持管理業務に関する事項（配点：30点）

項目	評価の細目	評価の視点	配点
7. 点検・検査	点検・検査の計画	<ul style="list-style-type: none"> 点検・検査計画は、施設の基本性能を維持するために、具体的かつ有用なものであるか 点検・検査計画は、施設の運転に極力影響を与えず、効率的に実施できるものであるか 	10
	点検・検査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 点検・検査の実施に関して、運転計画の変更等に対する適応性は、柔軟であるか 	
8. 補修・更新	補修・更新の計画	<ul style="list-style-type: none"> 補修・更新計画は、施設の基本性能を維持するために、具体的かつ有用なものであるか 補修・更新計画は、施設の長寿命化を実現し、ライフサイクルコストの低減を図るために、具体的かつ有用なものであるか 	12
	補修・更新の実施	<ul style="list-style-type: none"> 補修・更新の実施に関して、運転計画の変更等に対する適応性は、柔軟であるか 補修・更新に関する計画と実績の検証方法は、具体的かつ有用なものであるか 	
9. 施設の引渡し	業務終了時の施設引渡し	<ul style="list-style-type: none"> 業務終了時の施設引渡しに際して、継続して施設を使用することに支障のない状態であることが、確保されているか 	8
		<ul style="list-style-type: none"> 業務終了時の施設引渡しに際して、性能確認方法及び性能保証の考え方は、適切であるか 	

IV 環境管理・情報管理・関連業務に関する事項（配点：13点）

項目	評価の細目	評価の視点	配点
10. 環境管理	環境保全及び作業環境保全の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全基準及び環境保全計画は、具体的かつ有用なものであるか ・作業環境保全基準及び作業環境保全計画は、具体的かつ有用なものであるか ・関係法令、施設稼働条件等を遵守するための自主管理基準値とその考え方、基準を遵守するための対策は、具体的かつ実効的なものであるか 	6
11. 情報管理	情報の管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・計画及び報告書の提出頻度、時期等の考え方は、適切であるか ・データの管理方法や保管年数等の考え方は、適切であるか 	3
12. 関連業務	施設の美観	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃計画及び植栽管理計画は、具体的かつ有用なものであるか 	4
	周辺地域への配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理事業が近隣住民等の理解と信頼の向上について、十分に考慮されているか 	

V 業務経営に関する事項（配点：17点）

項目	評価の細目	評価の視点	配点
13. 収支計画	運営（運転・維持管理）費	<ul style="list-style-type: none"> ・運営（運転・維持管理）に係る各費用の考え方は、合理的かつ経済的で適切であるか 	12
	固定額による委託料支払いへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の運営（運転・維持管理）費用の変動に対し、適切に対応しているか 	
	業務収支計画の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・業務収支計画と運営（運転・維持管理）計画とは、適切に整合が取れているか ・業務収支の健全性、長期収支計画の安定性は、適切で実現性があるか 	
14. リスク管理	リスク顕在時への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務における潜在的なリスクを抽出し、それらのリスク管理、体制は、適切であるか ・業務破綻リスク抑制の考え方、顕在時の対応策は、適切であるか 	5

(ウ) 各評価項目の採点基準

技術評価項目では、それぞれ評価項目において、次に示す4段階により評価し採点を行う。

表 2 各評価項目の採点基準

評価	評 価			評 価 基 準
	総 合 判 定	定 量 評 価 (目標値・削減量)	定 性 評 価 (内容・キーワード等)	
A	特に優れている	非常に大きい	より具体的で実績が多く内容も非常に優れている	配点×1.00
B	優れている	大きい	具体的で実績があり内容も優れている	配点×0.75
C	やや優れている	やや大きい	具体的で内容もやや優れている	配点×0.50
D	標準的な水準	標準的	標準的	配点×0.25

イ 価格評価

(ア) 見積価格の確認

組合は、提案書類の一つである見積書に記述された見積価格（組合が支払う業務期間 10 年分の委託料合計額をいう。以下同じ。）が、予定価格（上限価格）を超えていないことを確認する。予定価格を超えていた応募者は失格とする。

(イ) 見積価格の評価

見積書を提出した資格審査通過者の見積価格については、以下の相対的評価（定量化）方法に基づいて得点化を行う。なお、満点は 67 点とする。

【考え方】

見積価格の内、最低価格を価格評価満点とし、応募者の見積価格は、最低価格との比率から得点化する。

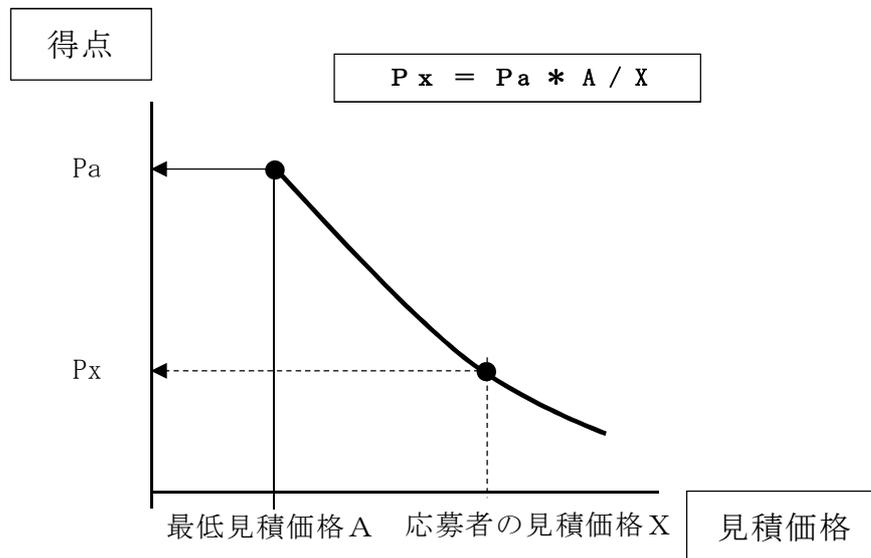
【評価の算式】

$$\text{価格評価点 } P_x = P_a * A / X$$

P_a : 価格評価満点 (67 点)

A : 最低見積価格

X : 応募者の見積価格



※ 数値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位までとする。

ウ 総合評価

本審査における総合評価方法は「加算法^(※)」を採用することとし、技術評価点と価格評価点との配点比率は「6対4」とする。

(※) 加算法

$$\boxed{\text{総合評価点}} = \boxed{\text{技術評価点}} + \boxed{\text{価格評価点}}$$

従って、技術評価項目に関する技術評価点（満点 100 点）と見積価格の評価による価格評価点（満点 67 点）を合計して総合評価点（満点 167 点）とする。

表 3 技術評価と価格評価に関する配点一覧

評価項目（大項目）	評価項目	配点	合計
I 運営管理体制に関する事項	1. 業務実施体制	9	17
	2. モニタリング	4	
	3. 事前準備及び引継ぎ体制	4	
II 運転管理業務に関する事項	4. 運転計画	10	23
	5. 搬入計画	5	
	6. 運転管理	8	
III 維持管理業務に関する事項	7. 点検・検査	10	30
	8. 補修・更新	12	
	9. 施設の引渡し	8	
IV 環境管理・情報管理・関連業務に関する事項	10. 環境管理	6	13
	11. 情報管理	3	
	12. 関連業務	4	
V 業務経営に関する事項	13. 収支計画	12	17
	14. リスク管理	5	
技術評価点の小計（ α ）			100
価格評価点の小計（ β ）			67
総合評価 合計（ $\alpha + \beta$ ）			167

※ 数値は、小数点以下第 3 位を四捨五入して小数点以下第 2 位までとする。

5 最優秀提案者（優先交渉権者）の決定

審査委員会は、提案書類を提出した資格審査通過者の提案内容に対して、総合評価の合計（技術評価点と価格評価点の合計）が、最も高い提案を行った者を最優秀提案者（優先交渉権者）として選定し、組合はその者を受託事業者として決定する。

なお、審査委員会は、すべての提案書類について、業務委託契約の目的が十分に達成できないと判断したときは、最優秀提案者（優先交渉権者）を選定しないことがある。

また、最優秀提案者（優先交渉権者）が参加申込書の提出の日から業務委託契約締結の日までの間に、組合から指名停止の措置等を受けた場合は、次点者を業務委託契約の交渉相手方とする。この場合において、最優秀提案者（優先交渉権者）に生じる損害について、組合は一切の責を負わない。

組合は、審査委員会による審査結果を踏まえ最優秀提案者（優先交渉権者）を受託事業者として決定し、その結果は提案書類を提出した資格審査通過者全員に対して通知するとともに、原則として閲覧及び組合のホームページにより公表する。

本審査基準に示す技術評価項目の対象とする技術提案様式は、以下のとおりである。

原則として、各項目に対応する技術提案様式のみを審査及び評価対象とする。

表 4 技術評価項目と技術提案様式の対応

評価項目（大項目）	評価項目	対応する様式番号
Ⅰ 運営管理体制に関する事項	1. 業務実施体制	様式 6 - 1 ~ 4
	2. モニタリング	
	3. 事前準備及び引継ぎ体制	
Ⅱ 運転管理業務に関する事項	4. 運転計画	様式 7 - 1 ~ 4
	5. 搬入計画	
	6. 運転管理	
Ⅲ 維持管理業務に関する事項	7. 点検・検査	様式 8 - 1 ~ 4
	8. 補修・更新	
	9. 施設の引渡し	
Ⅳ 環境管理・情報管理・関連業務に関する事項	10. 環境管理	様式 9 - 1 ~ 4
	11. 情報管理	
	12. 関連業務	
Ⅴ 業務経営に関する事項	13. 収支計画	様式 10 - 1 ~ 3
	14. リスク管理	
見積価格に係る内容（内訳書）		様式 4 - 1 ~ 2